

一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
平成26年度事業計画書

■ **公益目的事業**

1、クラシック音楽普及事業（定款第4条第1号関係）＜継続事業＞

クラシック音楽の振興及びクラシック音楽による児童・青少年の健全な育成を目的としたフェスティバルを開催する他、広くクラシック音楽に関する情報を発信し、クラシック音楽の普及及び発展を図る。

(1) JAPAN CLASSIC FESTIVAL 〈フェスティバルの開催〉

全国で開催されるトップレベルの公演に児童及び青少年を招き、クラシック音楽の感動体験を通じた顧客育成を行い、クラシック音楽の振興及び発展を図る。

(2) JAPAN CLASSIC NAVI 〈ホームページの運営管理〉

クラシック音楽の普及に係る団体・事業者・教育機関及びクラシック音楽の顧客を対象として、アーティスト・ホール・公演情報等のデータベースをホームページ等で告知し、クラシック音楽の振興と発展を図る。

2、音楽関連人材育成事業（定款第4条第1号関係）＜継続事業＞

クラシック音楽に関する事業や教育界の人材育成のために下記の事業を行う。

- (1) 会員研修会

■ **公益事業**

3、アーティスト連携事業（定款第4条第1号関係）

全国の公共ホールや教育現場等にアーティストの派遣を行い、公演のみでなく地域とアーティストの交流を行い音楽文化の向上を図る。

- (1) 地域創造連携事業
- (2) 関連団体との連携事業

4、情報収集発信事業（定款第4条第1号関係）

音楽事業発展のために必要な調査研究を行い、業界・楽壇・音楽教育界等に情報提供や提言を行い音楽文化の発展に資する事業を行う。

- (1) クラシック音楽事業ガイドの発刊（隔年）と広報誌の発刊
- (2) 検定制度の導入に向けて教育機関や関係団体と協力して、クラシックコンサート制作の公開講座を展開する。
- (3) 共同広報事業に加え、音楽記事のクリッピング定期配信の事業化を検討。又、メディア関係者との懇談会を検討する。

5、音楽文化振興事業（定款第4条第2項関係）

音楽文化産業発展のための諸制度の整備及び提言を行う。

- （1）芸術文化振興フォーラム（文化庁を文化省に、音楽議員連盟等への答申）
- （2）音楽芸術マネジメント学会（公開講座の開催に向けた連携等）
- （3）音楽大学等との連携（公開講座・大学連携事業等）
- （4）心の復興音楽基金による被災地支援活動の運営を委員会に付託して行う。

6、国際交流事業（定款第4条第2項関係）

国際交流により、我が国の音楽文化の発信及び相互の質的向上を図ることを目的とする活動を行う。

- （1）F A C P [アジア文化芸術交流促進連盟] の日本大会の開催に向けて協力を行う。
- （2）欧米の関連団体 [国際アーティストマネジメント協会] との交流を推進する。

7、企業イベント制作事業（定款第4条第3項関係）

会員及び関係団体の事業拡大及び社会貢献のために以下の事業を実施する。

- （1）丸の内文化事業
- （2）宝くじ文化事業
- （3）その他依頼事業